

令和元年12月13日
子ども・若者部

児童福祉審議会の設置について

1 主旨

令和2年4月に予定している児童相談所の開設に伴い、児童福祉法（以下、「法」という。）第59条の4第1項及び同法施行令第45条の3に基づく児童相談所設置市事務として、児童福祉審議会に関する事務が区に移管されることに伴い、世田谷区児童福祉審議会を設置する。

2 事務の概要

児童福祉審議会は、法第8条により設置する機関であり、区長の諮問に答え、関係機関に意見具申等を行うこととされている。

(1) 主な審議事項

- ・里親の認定に関すること
- ・被措置児童虐待に関すること
- ・児童福祉施設の事業の停止等に関すること
- ・児童虐待死亡事例等の検証に関すること
- ・保育所の認可に関すること

(2) 委員の人数・任期

各部会における審議に必要な専門性を考慮し、委員の人数は25人以内とし、任期は2年とする。

（第1期の任期：令和2年4月1日から令和4年3月31日まで）

(3) 部会の設置（審議会で決定する事項）

きめ細やかな調査・審議を迅速に行うため、児童福祉審議会に部会を置く。

(4) 委員の属性等

学識経験者、医師、施設関係者、弁護士、会計士、公募委員

3 設置のための条例等の制定について

児童福祉審議会を設置するため「世田谷区児童福祉審議会条例」が令和元年区議会第3回定例会にて議決、令和元年10月1日付けで公布された（別紙）。条例で定めるもののほか、審議会の運営に必要な細目については、規則及び審議会に委任する。

また、現在、都で実施している幼保連携型認定こども園にかかる事務について、事務処理特例事務として特別区に移管する方向で特別区長会と調整を進めている

が、当該事務が都から移管された場合、児童相談所設置区は、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下、「認定こども園法」という。)」第25条の定めにより、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置かなければならない。

区においては、認定こども園法の定める「審議会その他の合議制の機関」として、児童福祉審議会を位置づけることとし、都区協議の結果を待って、条例改正等の必要な対応を行う。

4 保健福祉領域の他の審議会との連携について

法第8条により、社会保障審議会と児童福祉審議会は、相互に資料を提供する等常に緊密な連絡をとらなければならないとされていることから、必要に応じ、世田谷区地域保健福祉審議会等と連携を図っていく。

5 今後のスケジュール（予定）

令和2年2月 福祉保健常任委員会（条例改正案の提案）
第1回区議会定例会（条例改正案の提案）
4月 世田谷区児童福祉審議会条例施行
世田谷区児童福祉審議会設置

(別紙)

世田谷区児童福祉審議会条例

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第45条の3第4項の規定に基づく合議制の機関として世田谷区児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 前項の委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、前条第1項に規定する委員のほか、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、その者の任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 審議会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の総数の4分の1以上が審議すべき事項を示して審議会の招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

(定足数及び表決数)

第6条 審議会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 臨時委員は、特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(委任)

第7条 法令又はこの条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。